(4)　当該事業の実施途上において、災害又は経済事情の著しい変動により、組合員である特定中小事業者等の数が十未満となった場合

(5)　(1)から(4)までに掲げる事由のほか、当該事業の実施が地域の振興に資すると認められる場合

ト　法第二条第三項第五号ロに規定する工場、事業場、店舗その他の施設を利用して事業を行う中小事業者の数が四以上であること。

三　経営の合理化を図るために適切な共同事業を行うこと。

2　事業計画の作成後に事業協同組合等の組合員又は所属員である特定中小事業者等が、組合員若しくは所属員である他の特定中小事業者等と合併し、又は組合員若しくは所属員である他の特定中小事業者等に対して出資し、若しくは組合員若しくは所属員である他の特定中小事業者若しくは企業組合とともに出資して組合員若しくは所属員である法人を設立し、かつ、その事業を廃止した場合についての前項第二号イ及びへの規定の適用に関しては、当該合併、法人の設立又は事業の廃止がなかったものとみなす。

3　事業計画の作成後に協業組合の組合員が他の組合員と合併し、又は他の組合員に対して出資し、若しくは他の組合員とともに出資して組合員である法人を設立し、かつ、その事業を廃止した場合についての第一項第二号ロの規定の適用に関しては、当該合併、法人の設立又は事業の廃止がなかったものとみなす。

○国土交通省令第五十六号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十八条第一項及び第六項の規定に基づき、救命艇手規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

救命艇手規則の一部を改正する省令

救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「で国内各港間のみを航海する」を「のうち、次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　国内各港間のみを航海するもの

二　船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第五十五条の三又は第六十四条の二の規定により救命艇の搭載に係る規定の適用を緩和されているもの

第二条第三項中「前項に規定する」を「前項第一号に掲げる」に改める。

第五号様式中「Qualification」を「Proficiency」に改め、「1995年に」及び「in 1995」を削る。

第六号様式を次のように改める。

（総合特別区域法第二条第二項第五号ロ及び第三項第五号ロの経済産業省令で定める者）

第三条　法第二条第二項第五号ロ及び第三項第五号ロの経済産業省令で定める者は、一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者、特定会社（中小企業者以外の会社（以下「大企業」という。）による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満である会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が出資を行う場合にあっては、機構の出資後において大企業による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分に一未満となることが確実と認められるものを含む。）をいう。以下同じ。）、商工会、商工会連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）又は大企業若しくは特定の個人に対し特別の利益を与える行為を行うおそれのない者（以下「中小企業者等」という。）が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者等により拠出されているものに限る。）、中小企業者、大企業、特定会社又は商工会等とする。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

第６号様式（第９条関係）（日本工業規格Ａ列６番）

（表　紙）

限定救命艇手適任証書

（第１項）

番号
年月日
本籍地の都道府県名
氏名
年月日生

船員法（昭和22年法律第100号）第118条の規定により限定救命艇手たる資格を有する者であることを証明する。

限定救命艇手は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第６章第２規則の基準に適合する者である（膨脹式救命いかだの取扱いに限る。）。

地方運輸局長
氏名　印
運輸監理部長

（第２項）

Certificate No.
Issued on

Certificate of Proficiency for Person with Designated Inflatable Liferaft Operation

Name:
Date of Birth:

Under the Provision of Article 118 of Mariners Law, 1947, it is certified that the above mentioned person has been qualified for person with designated inflatable liferaft operation.

Person with designated inflatable liferaft operation in accordance with regulation VI／2 (inflatable liferaft operation only) of STCW convention, as amended.

Director-General of
the District Transport Bureau
Japan